

あま市職員の公正な職務の 執行の確保に関する条例

令和5年6月1日から施行します

市民の皆さまから寄せられた
要望等は、きちんと記録し、
誠実 かつ **公正** に対応します。



記録の対象となる要望等とは、市政に関する要望や提言、意見、苦情、依頼などをいいます。

ただし、市役所窓口でのお問い合わせなど、その場で用件が終わるものや公民館や体育館など公の施設の利用に関する日常的なご意見、ご要望など、一定の場
合は記録されないことがあります。

**不当要求行為に対しては、組織を挙げてき然と対応し、
信頼される市政運営の実現を目指します。**

条例制定の目的

この条例は、職員の公正な職務の執行を確保するために必要な事項を定めることにより、信頼される市政の確立を図り、もって公共の利益の増進を図ることを目的としています。

皆さまからのご要望等をきちんと記録に残し、
組織として適切に対応するための制度であり、
正当な要望等を妨げるものではありません。

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。



不当要求行為とは

○正当な理由なく、次のことを求める行為

- ①特定の者に対して有利または不利な取扱いをすること
(例)正当な理由なく、特定の者を保育所等に優先的に入所させたり、差押等の滞納処分の解除を求める行為
- ②特定の者に対して義務のないことを行わせ、またはその権利の行使を妨げること
(例)特定の業者を下請けに使うよう元請業者に市が働き掛けをするように求めたり、合理的な理由なく、工事発注後に仕様等の変更を求める行為
- ③執行すべき職務を執行しないこと
(例)正当な理由なく、特定の者に市税等を賦課しないよう求めたり、指名停止の要件に該当するにもかかわらず指名停止をしないよう求める行為
- ④職務上知り得た秘密を漏らすこと
(例)正当な理由なく、第三者の個人情報を教えるよう求める行為
- ⑤入札の公正を害することまたは公正な契約事務の執行を妨げること
(例)工事の予定価格や最低制限価格を事前に教えるよう求める行為
- ⑥人事(職員の採用、異動、昇任等)の公正を害すること
(例)採用試験において特定の者を合格させるよう求めたり、正当な理由なく特定の者を異動させるよう求める行為
- ⑦その他法令等に違反することを行うこと
(例)法令等で定められた書類を提出せずに諸証明の発行を求める行為

○職員の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為

(例)脱税や、贈収賄、公文書偽造等を求める行為

○暴力、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段により要求の実現を図る行為

(例)職員への暴行、脅迫、侮辱などのほか、職員を監禁し、拘束するもの、長時間または長期間にわたり執拗に要求を繰り返すもの、退去を命じても長時間にわたり居座って要求の実現を図る行為

要望等の処理に関するイメージ図

